

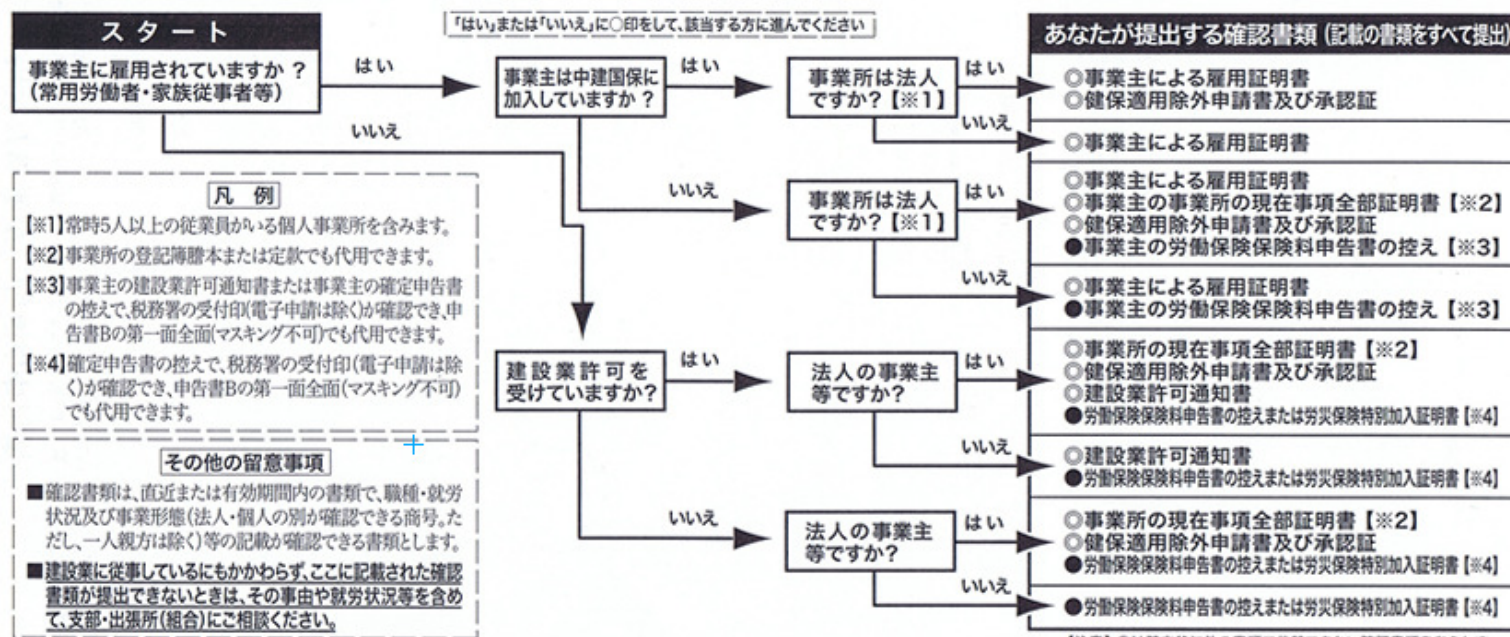
## 中央建設国民健康保険組合への加入(種別変更)を希望する皆さんへ

### 組合員の資格及び職種等に関する申告並びに確認書類の提出のお願い

中央建設国民健康保険組合(以下、中建国保という。)に組合員として加入できる者は、国民健康保険法第13条に定められた要件に基づき、中建国保の組合規約第6条に規定されており、「建設業に従事する者」と定められています。

また、株式会社や有限会社等の法人事業所の事業主及び従業員、並びに常時5人以上の従業員がいる個人事業所の従業員が加入するときは、健康保険法第3条第1項第8号の規定に基づく、「健康保険の適用除外承認」を受ける必要があります。

以上の法令の定めにより、あなた自身から組合員となれる資格及び職種等について、事実に基づいた正しい申告をしていただくとともに、申告内容を確認できる書類の提出をお願いしています。あなたが提出する確認書類は、下記のYes/Noチャートにより、スタートから始めて「はい」または「いいえ」の該当する答えに○印を付けて該当する方に進んでいくことにより、判定できます。



**あなたが提出する確認書類 (記載の書類をすべて提出)**

- 事業主による雇用証明書
- 健保適用除外申請書及び承認証
- 事業主による雇用証明書
- 事業主による雇用証明書
- 事業主の事業所の現在事項全部証明書【※2】
- 健保適用除外申請書及び承認証
- 事業主の労働保険保険料申告書の控え【※3】
- 事業主による雇用証明書
- 事業主の労働保険保険料申告書の控え【※3】
- 事業所の現在事項全部証明書【※2】
- 健保適用除外申請書及び承認証
- 建設業許可通知書
- 労働保険保険料申告書の控えまたは労災保険特別加入証明書【※4】
- 建設業許可通知書
- 労働保険保険料申告書の控えまたは労災保険特別加入証明書【※4】
- 事業所の現在事項全部証明書【※2】
- 健保適用除外申請書及び承認証
- 労働保険保険料申告書の控えまたは労災保険特別加入証明書【※4】
- 労働保険保険料申告書の控えまたは労災保険特別加入証明書【※4】

【注意】○は基本的に他の書類で代替できない確認書類をあらわす。

確認書類で提供された個人情報、「被保険者資格の確認並びに種別の把握」の範囲内で使用し、第三者には提供しません。

**凡例**

- 【※1】常時5人以上の従業員がいる個人事業所を含みます。
- 【※2】事業所の登記簿謄本または定款でも代用できます。
- 【※3】事業主の建設業許可通知書または事業主の確定申告書の控えで、税務署の受付印(電子申請は除く)が確認でき、申告書Bの第一面全面(マスキング不可)でも代用できます。
- 【※4】確定申告書の控えで、税務署の受付印(電子申請は除く)が確認でき、申告書Bの第一面全面(マスキング不可)でも代用できます。

**その他の留意事項**

- 確認書類は、直近または有効期間内の書類で、職種・就労状況及び事業形態(法人・個人の別が確認できる商号、ただし、一人親方は除く)等の記載が確認できる書類とします。
- 建設業に従事しているにもかかわらず、ここに記載された確認書類が提出できないときは、その事由や就労状況等を含めて、支部・出張所(組合)にご相談ください。